

令和6年度

静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託

<企画提案募集要領>

令和6年11月

静岡県



令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託  
企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、静岡県（以下「県」という。）が行う、静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務の実施に当たり、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者による業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で実施するものである。

2 委託業務の名称

令和6年度 静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月24日（月）まで

4 契約限度額

1,920千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本県における一般業務委託競争入札参加資格において、「76 広告代理」、「79 映画・ビデオ制作」の営業種目について競争入札参加資格を有している者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して、入札参加停止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

## 7 応募方法

### (1) スケジュール

令和6年11月19日(火) 募集要領公告  
令和6年12月2日(月) 参加申込書の提出期限  
令和6年12月13日(金) 企画提案書の提出期限  
令和6年12月20日(金) 書類選考  
令和6年12月23日(月) 選定結果の通知

### (2) 参加申込

企画提案に応募する場合には、別添1「参加申込書」及び別添3「宣誓書」を令和6年12月2日(月)午後5時までに提出すること。持参又は郵送(必着)。

### (3) 質問

質問は、別添2「質問用紙」により、Eメールにて受け付ける。

ア 受付期間：令和6年11月19日(火)午後2時から  
令和6年11月27日(水)午後5時まで

イ 送付先：Eメール：bunkazai@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 回答方法：質問者及び参加申込者に対しEメールで回答する。

### (4) 企画提案書の作成

別添「令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託企画提案書作成要領」のとおり

### (5) 企画提案書の提出

ア 受付期間：令和6年12月2日(月)午前9時から  
令和6年12月13日(金)午後5時まで(必着)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

イ 提出方法：持参又は郵送

ウ 提出先：静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

エ 到着確認：郵送者に対しては、受付期間中に企画提案書が到着した場合、その旨をEメールにて通知する。

※受付期間中に全ての必要書類の提出がない場合、失格となる場合があるので、注意すること。

※企画提案は、1者1提案とする。

※企画提案書の提出後、追加及び修正は認めない。

オ 提出部数：6部

### (6) 書類選考

日時：令和6年12月20日(金)

### (7) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、企画提案者の負担とする。

## 8 選定及び選定結果

### (1) 委託先の選定方法

提出された企画提案書に基づき、県職員で構成される「静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務企画提案審査委員会」の委員(以下「委員」という。)が審査し、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と県は、企画提案書の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手

続きを行うものとする。

(2) 選定基準

別添「令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務受託者選定基準」のとおり

(3) 選定結果の伝達方法

選定結果は、令和6年12月23日（月）に、辞退者を除く全ての企画提案者に、文書により通知する。

## 9 その他

(1) 企画提案書の取扱

企画提案書の作成に要する経費は提案者の負担とする。

提出された書類は返却しない。

なお、県庁内及び審査委員会で使用する場合に限り、複写を行う場合がある。

(2) 選定

適当な企画案がない場合は、中止又はその他の方法による場合がある。

(3) 辞退

参加申込書の提出後、辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。

(4) 失格

次の各号いずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

## 10 問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12階

電話：054-221-3183

FAX：054-250-2784

e-mail：bunkazai@pref.shizuoka.lg.jp

別添1

令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託  
企画提案募集参加申込書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

所在地

名 称

代表者

印

令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託企画提案  
募集に参加します。

別添2

令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託  
質問用紙

令和 年 月 日

名 称 \_\_\_\_\_  
担当者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX番号 \_\_\_\_\_  
Eメール \_\_\_\_\_

質問内容

受付期間：令和6年11月19日（金）午後2時から令和6年11月27日（水）午後5時まで

提出先：Eメール [bunkazai@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:bunkazai@pref.shizuoka.lg.jp)  
静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課 宛て

宣 誓 書

所 在 地

名 称

代表者氏名

当法人は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないことを宣誓します。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

# 令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託仕様書

## 1 業務の目的

過疎化・少子高齢化が進行し、担い手の不足等、静岡県内各地域に伝わる無形民俗文化財の将来への継承が課題となっている。無形民俗文化財の魅力発信を広く行うことで、県民を現地にいざない、鑑賞機会の創出を図るとともに、支援の気運を高め、各民俗文化財保護団体の継承意欲の増進に寄与することを目的にプロモーション動画制作及び魅力発信事業を実施する。

プロモーション動画は、県内の国・県指定無形民俗文化財の魅力を紹介するため、人目を引く短編動画を制作する。動画は県がこれまで制作した解説付動画等を素材として編集し、Web媒体に対応した、1分及び15秒の短編動画とする。

上記動画を使用してSNSやWeb広告を使用した発信事業を実施し、普段目にする機会が少ない民俗文化財を広く県民に知らしめるものとする。

## 2 業務の内容

### (1) プロモーション動画の制作内容

国及び県指定無形民俗文化財のうち、令和2～5年度に県が制作し、公開している類型別解説付紹介動画、個別短編動画を素材として無形民俗文化財の魅力を伝え、視聴者が飽きずに、また現地に行ってみたくなるような、斬新かつテンポの良いプロモーション映像を制作する。

動画は上記を1分程度で伝えるものと、限られた視聴時間で魅力を伝える15秒程度の2本を制作する。

### (2) プロモーション動画編集の方針

別表1でまとめた静岡県を代表する無形民俗文化財から、テーマを1つ選定し、一般の県民に分かりやすく伝わるように、委託者と確認及び打合せのうえで編集する。

・オープニング：タイトル・ロゴ等。

・無形民俗文化財プロモーション映像：

編集に当たっては、選定したテーマにおいて、各文化財のハイライトシーンを抜粋して、効果的なテロップ・字幕、簡易的なアニメーションの挿入、効果音、BGM等により、無形民俗文化財の特徴と魅力を伝える内容とする。

・エンディング：

まとめとして、民俗文化財の魅力を改めて伝えるとともに、文化財ポータルサイト「レガシズ」を紹介して誘導を図る。

### (3) 魅力発信

・制作映像を使用し、下記例の表示回数に相当するWeb広告及びSNS等の少なくとも3媒体を活用した情報発信を行う。

例① Web 広告	YouTube 4 万回表示程度／月	静岡県内	} 合わせて例示 以上の表示
例② SNS 広告	Instagram 10 万回表示程度／月	静岡県内	

・魅力発信のターゲットは、主に静岡県民を対象とし、30代以上を中心に可能な限り幅広い階層を想定する。

### 3 委託期間

契約日～令和7年3月24日（月）

### 4 成果品の帰属

- ・受託者は、本成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）を全て委託者に譲渡する。
- ・受託者は、本成果物について、県及び県が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しない。
- ・受託者は、本業務により知り得た情報を業務中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

### 5 守秘義務

受託者は、この業務遂行の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### 6 納品物

- (1) MP4等汎用性の高い保存形式による、プロモーション動画を記録したUSBメモリー・DVD等媒体（windows版） 1個
- (2) Web発信等の実施を証明する書類

### 7 納品先

静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課  
住所：静岡市葵区追手町9番6号

別表1 対象テーマ及び民俗文化財一覧（R2～5県制作動画より）

テーマ		所在地	指定	文化財名	見所
動物 (獅子・虎など)	1	御殿場市	国	沼田の湯立神楽	釜めぐり（獅子神楽）
	2	御殿場市	国	大坂の湯立神楽	釜めぐり（獅子神楽）
	3	南伊豆町	県	小稲の虎舞	虎の三番（虎舞）
	4	静岡市	県	日向の七草祭	駒んず（馬・山鳥）
	5	掛川市	県	獅子舞かんからまち	本舞（獅子舞）
	6	島田市	県	猿舞	本舞（猿）
	7	森町	国	山名神社天王祭舞楽	鶴の舞（鶴）
鬼 (鬼・神など)	1	河津町	県	大鍋子守神社の神楽	天狗舞（天狗）
	2	静岡市	県	清沢の神楽	須佐野之男の舞（神）
	3	浜松市	県	川合花の舞	山見鬼・榊鬼（鬼・天狗）
	4	森町	国	天宮神社十二段舞楽	安摩・陵王（神）
	5	森町	国	小國神社の舞楽	陵王（神）
	6	浜松市	国	懐山のおくない	鬼の舞（鬼）
火	1	牧之原市	国	蛭ヶ谷の田遊び	本刀振り（火）
	2	浜松市	国	西浦の田楽	船渡し（火）
	3	浜松市	国	川名のひよんどり	タイトボシ（大松明）
	4	浜松市	国	寺野のひよんどり	鬼の舞（鬼・火）

# 令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託 企画提案書作成要領

## 1 企画提案書の種類等

(1) 企画提案書として、下表の書類を作成してください。

番号	名 称	提出部数
1	作成業務企画書	正本1部、副本5部
2	業務実施体制	正本1部、副本5部
3	業務実施スケジュール	正本1部、副本5部
4	予定技術者の経験（様式1）	正本1部、副本5部
5	予定技術者の過去3年間の同種又は類似業務実績（様式2）	正本1部、副本5部
6	委託業務見積書（様式3）	正本1部、副本5部
7	社会的取組（提出任意）	正本1部、副本5部
8	法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	正本1部

(2) 企画提案書はA4縦サイズとし、片面を1頁とします。

(3) 必要に応じて、A3（縦横問わず。）を使用できますが、A4縦サイズに折って、企画提案書に綴じてください。

(4) 10.5ポイント以上のフォントで作成してください。

## 2 企画提案のポイント

(1) 作成業務企画書

### ア プロモーション動画制作

- ・県内で伝承される無形民俗文化財の魅力を伝え、視聴者が飽きずに、また現地に行ってみたくなるような斬新かつテンポの良いプロモーション映像の表現方法を提案すること。
- ・委託者が仕様書で提示したテーマから1つを選定し、一般の県民に無形民俗文化財の魅力を分かりやすく伝わるような制作方法を提案すること。

### イ 魅力発信

- ・制作した動画を活用し、主に静岡県民を対象とし、30代以上を中心に可能な限り幅広い階層に届くことを想定した、最も効果的なSNS及びWeb広告等の媒体を選択した発信方法を提案すること。

(2) 業務実施体制

ア 業務を実施する者すべてについて、各者の役割分担、全体の体制がわかるよう図表等により説明すること。

イ 他社や学識経験者等のパートナーシップによる実施体制をとる場合は、他社等との関係（再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲等）を記載すること。

(3) 業務実施スケジュール

仕様書を参考に、全委託期間中の業務実施スケジュールを作成すること。

(4) 予定技術者の経験

配置予定のプランナー、クリエイティブディレクター等を記載すること。

(5) 予定技術者の過去3年間の同種又は類似業務実績

ア プランナー及びクリエイティブディレクターが過去3年間（令和4年以降）に従事した「同種又は類似業務」の実績がある場合には記載すること。

イ 記載する業務は、各予定技術者について2件を上限とする。

(6) 委託業務見積書

見積項目を参考に、項目ごとの費用を明示すること。

(7) 社会的取組

社会的取組を行っている場合は、取組内容を簡潔に記載すること（様式任意）。

取組項目例：男女共同参画、障害者雇用、子育て支援、環境マネジメント等（これらに係る認証の取得等）、地域防災や危機管理、その他地域貢献活動等  
参考：「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」

### 3 業務量の目安

契約価格の限度額は、1,920,000円以内（消費税及び地方消費税込み）とする。

### 4 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

様式1

### 予定技術者の経験

プランナー	
氏名：	年齢：
所属・役職：	
職歴、業務履歴	
業務実績、受賞歴等	
クリエイティブディレクター	
氏名：	年齢：
所属・役職：	
職歴、業務履歴	
業務実績、受賞歴等	

※企画提案書の提出者以外の企業等に所属する技術者については、所属・役職のほか企業名等も記載してください。



様式3

### 委託業務見積書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

(申込者)

住 所

名 称

代表者職名

代表者氏名

印

令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託事業について、次のとおり見積もりいたします。

1 見積金額

金 円也

(内消費税及び地方消費税相当額 円)

2 見積項目 (内訳書)

※1 動画制作に係る企画構成費、制作・演出費、簡易アニメーション費、編集費、制作諸費等の制作費、発信業務に係るWeb等広告運用費を記載してください。

※2 別添とする場合は、別添のとおりと記載してください。

費 目	金額 (円)	算出根拠
制作費計		
広告運用費計		
消費税及び地方消費税		
計		

**令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務  
受託者選定基準**

1 審査の方法

- (1) 提出された作成業務企画書の内容に対して審査する。
- (2) 各審査委員は、次項に定める審査項目について採点する。
- (3) 各委員の採点結果により、採点結果一覧表を作成する。
- (4) 審査委員会は、採点結果一覧表により審議し、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

2 審査の項目、視点及び配点

項目	基準	配点
<b>全体方針</b>	事業の趣旨を十分に理解し、具体的で一貫性をもった提案内容となっているか。	5
<b>運営体制</b>	円滑な業務遂行が期待できる組織体制が確保されているか。	5
<b>業務実施 スケジュール</b>	スケジュールは妥当かつ的確か。	5
<b>動画制作</b>	無形民俗文化財の魅力を伝え、視聴者が飽きずに見ることができる、テーマに即した斬新かつテンポの良いプロモーション映像制作の企画となっているか。	20
<b>情報発信</b>	無形民俗文化財を広く県民に知らしめるため、効果的にSNSやWeb広告を活用した企画、手法であるか。	10
<b>予定技術者の 実績</b>	予定技術者の実績など、十分な経験やノウハウを備えているか。	5
<b>見積書</b>	見積書の項目や内訳は妥当な積算か。	5
<b>社会的取組</b>	「社会的取組」に積極的であるか。	2
<b>合計</b>		<b>57点</b>

※審査員の平均点が34点以上を合格とする

## 令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託要領」（以下「要領」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

### （委託期間）

第2条 この委託期間は、契約の日から令和7年3月24日までとする。

### （委託費）

第3条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。

### （支払方法）

第4条 乙は、第19条第1項の通知を受けた後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲がその責めに帰すべき理由により、第19条第1項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、第19条第1項に規定する期間を経過した日から30日を経過する日において満了したものとみなす。

### （契約の変更）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、委託業務の内容を変更することができる。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (8) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により1か月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(目的外使用の禁止)

第9条 乙は、この契約の履行に必要な委託業務の処理の内容を他の用途に使用してはならない。

(著作権の帰属)

第10条 乙は、この契約に基づき作成された成果物（以下「成果物」という。）の著作権を著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含めて、甲に無償譲渡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、成果物中にこの契約前から乙が著作権を有するもの（以下「乙著作権物」という。）が含まれている場合は、乙著作権物の著作権は甲に譲渡されないものとする。この場合、乙は甲に対し、成果物を甲が業務を遂行するために自由に利用（複製等及び翻訳して二次的著作物を創作することを含む）することを無償で許諾するものとする。

3 乙は、成果物に関する著作者人格権を行使しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(データ保護)

第11条 乙は、甲の電子計算機室の施設設備等を利用する場合は、データの漏えい、滅失、き損等の防止に努めなければならない。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、次に掲げるものの維持管理に当たらなければならない。

- (1) 磁気テープその他の媒体に記録されているデータ
- (2) その他要領で指定したもの

(定めのないものに係る負担)

第12条 乙は、この契約書又は要領に定めのない事項であっても、委託業務の性質上必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で実施しなければならない。

(委託業務実施計画書等の提出)

第13条 乙は、この契約の締結後7日以内に要領に定める委託業務実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(主任担当者の通知)

第14条 甲及び乙は、委託業務を主として担当する職員（以下「主任担当者」という。）を定め、相互にその氏名その他必要な事項を通知するものとする。主任担当者を変更したときも同様とする。

(処理状況の報告等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(委託期間の延長等)

第16条 乙は、第2条の委託期間内に委託業務を処理することができない事由が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰するものでないときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めるものとする。

(事故発生の通知)

第17条 乙は、要領で指定する物件（以下「契約目的物」という。）の納入前に事故が生じたときは、直ちに甲に口頭又は電話をもって通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告しなければならない。

(委託業務完了届の提出)

第18条 乙は、委託業務が完了したときは、要領に定める委託業務完了届に契約目的物一式を添えて、甲に提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

第19条 甲は、乙から委託業務完了届の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。この場合において、甲は、当該検査の結果を書面により速やかに乙に通知するものとする。

2 甲が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、契約目的物の引渡しが行われたものとみなす。

(手直し等)

第20条 甲は、乙が前条第1項の検査に合格しないときは、乙に対して手直しを求めることができる。

2 乙は、前項の手直しが完了したときは、直ちに手直し完了届に手直しに係る契約目的物一式を添えて、甲に提出しなければならない。この場合においては、前条の規定を準用するものとする。

(秘密の保持)

第21条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び県の行政事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

(データの複写及び複製の禁止)

第22条 乙は、委託業務に係る一切のデータを複写し、又は複製してはならない。

(データ等の破棄)

第23条 乙は、委託業務の終了後において、データその他記録媒体等の廃棄をするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう

厳重な注意をもって処分しなければならない。

(委託費の処理)

第 24 条 甲又は乙が第 7 条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

(履行遅滞による違約金)

第 25 条 乙が、自己の責めに帰すべき理由により、第 2 条に規定する委託期間内に契約目的物を納入することができないときは、甲は、乙から延滞違約金を徴収して、委託期間を延長することができる。

2 前項の延滞違約金は、遅延日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 に相当する額を契約期間の満了の日の翌日から納入した日までの日数に応じて計算した額とする。

3 甲が手直しの期間を指定した場合において、乙が委託期間内に納入することができないときは、延滞違約金は、委託期間の満了の日の翌日から計算する。

4 前 2 項の延滞違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

5 乙は、甲が第 4 条第 1 項に規定する支払期限までに支払をしない場合は、遅滞日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅滞利息の支払を甲に請求することができる。

(危険負担)

第 26 条 契約目的物の引渡し前に生じた契約目的物、貸与品及び資料についての損害は、乙の負担とする。ただし、天災その他乙の責めに帰さない理由により生じたものについては、甲は、その損害額を認定し、その一部を負担することができる。

(契約不適合の担保責任)

第 27 条 契約目的物が契約の内容に適合しないものであるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めて契約目的物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完の請求、又は損害の賠償を請求することができる。甲が相当の期間を定めて乙に対して追完の請求をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託費の減額を請求することができる。

2 前項の規定による契約目的物の不適合に対する履行の追完の請求、委託費の減額の請求及び損害賠償の請求は、甲が不適合を知ったときから 1 年以内に、その旨を乙に通知して行わなければならない。

3 契約目的物の内容に重大な不適合があつて甲が委託の目的を達することができないときは、甲は、この契約を解除することができる。

4 前 3 項の規定は、その不適合が甲又は甲の指名する職員の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙が、この指図の不相当であることを知りながら、これを通知しなかったときは、この限りでない。

(個人情報保護)

第 28 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(合意管轄)

第 29 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 30 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

氏 名 静岡県知事 鈴木 康友

(乙) 住 所

氏 名

## 別記 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

### (責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者等の届出)

第3条 乙は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

### (教育の実施)

第4条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

### (秘密保持)

第5条 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本件委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

### (派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### (再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が同意した場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間

- (4) 再委託が必要な理由
  - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
  - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
  - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
  - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。
- (1) 再々委託を行う業務の内容
  - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
  - (3) 再々委託の期間
  - (4) 再々委託が必要な理由
  - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
  - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
  - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
  - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（取得の制限）

乙は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第10条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の安全管理）

第11条 乙は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料

に記録された個人情報に漏えい、紛失、き損又は滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

- 2 乙は、甲から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、本件委託による業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
  - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
  - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
  - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
  - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第12条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。  
（事故発生時の対応）

第13条 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（立入調査等）

第14条 甲は、本件委託業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第16条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

## 令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託要領（案）

静岡県（以下「甲」という。）を委託者とし、（以下「乙」という。）を受託者として、令和 年 月 日付けで締結した令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 委託業務の内容

「令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### 第2 契約書第13条の委託業務実施計画書

乙は、甲と協議の上、委託業務に係る委託業務実施計画書を様式第1号により作成し、乙はその計画書に基づき業務を処理するものとする。

### 第3 契約書第18条の委託業務完了届

乙は、甲と協議の上、実施計画書に基づき、甲が別に指定する日までに、様式第2号委託業務完了届を甲に、提出する。

### 第4 契約書第19条の合格通知

契約書第19条の検査に合格した通知は様式第3号合格通知書で行う。

### 第5 議事録等の作成

乙は、定例、随時の進捗会議等の議事内容、結果の議事録を作成し甲に提出し承認を受けなければならない。

### 第6 仕様書等で定める成果物

乙は、甲と協議の上作成し、甲に提出し承認を得るものとする。

### 第7 甲は、委託業務に必要な資料を、乙に提供するものとする。

### 第8 規程等の遵守

委託業務処理に当たっては、仕様書に定める法令、要領を遵守するものとする。

## 委託業務実施計画書

1 委託業務名 令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作  
及び魅力発信業務委託

2 委託契約年月日 令和 年 月 日

3 委託業務実施計画

4 個人情報取扱責任者  
業務従事者

令和 年 月 日

委託者 静岡県知事 鈴木 康友 様

所在地  
受託者 名称  
代表者氏名

## 委託業務完了届

- 1 業務名 令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託
- 2 委託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 3 業務実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 4 業務完了年月日 令和 年 月 日
- 5 納入物品 別添のとおり
- 6 特記事項

上記のとおり委託業務を完了したので報告します。

令和 年 月 日

委託者 静岡県知事 鈴木 康友 様

所在地  
受託者 商号  
代表者氏名

第 号  
令和 年 月 日

## 合格通知書

受託者 様

静岡県知事 鈴木康友

下記の業務委託について、契約書第19条第1項の規定に基づき検査を行ったところ、当該納入品について合格と判断しました。

については、同項の規定に基づき通知します。

### 記

- 1 業務名 令和6年度静岡県無形民俗文化財プロモーション動画制作及び魅力発信業務委託
- 2 委託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 3 業務実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 4 検査日 令和 年 月 日
- 5 検査結果